

議案第 4 4 号

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条
例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

山陽小野田市就学指導委員会	障害のある児童生徒の適切な就学指導 のための事項を調査し、審議すること。
---------------	---

」

を

「

山陽小野田市教育支援委員会	障害のある児童生徒の適切な教育支援 のための事項を調査し、審議すること。
---------------	---

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
教育委員 会	<u>山陽小野田 市教育支援 委員会</u>	<u>障害のある児童生徒の適切な教 育支援のための事項を調査し、 審議すること。</u>	教育委員 会	<u>山陽小野田 市就学指導 委員会</u>	<u>障害のある児童生徒の適切な就 学指導のための事項を調査し、 審議すること。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)